

優先権主張時に適正な出願人であると特定されるために
一連の権利関係を明確に立証する必要があることを示す最近の EPO 審決

2017年05月08日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

Article 87(1) EPCによれば、パリ条約、または、WTO の加盟国において、特許出願をファイルした者、又は、その承継人は、同じ発明に関し EP 特許出願をファイルする目的で、最初の出願の出願日から 12 ヶ月間の優先権を享受するものとする旨が規定されています。**Article 87(1) EPC**における「承継人」への言及は、後の出願の出願日前に優先権を移転しておくことを求めていると一般に解釈されます（**T 205/14**）。

EPO 審判部は、最近の審決において、優先権主張に係る出願人の権利に関し、その見解を明らかにしました。これについて、以下に説明します。

【全 5 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。